

2019 年度 全日本学生ロードレース・カップ・シリーズ第 8 戦
浮城のまち行田ラウンド・大会要項 (ver. 2019.11.17)

主催・主管 運営協力 後援	日本学生自転車競技連盟 (一社)埼玉県自転車競技連盟 東京六大学対抗自転車競技大会実行委員会 行田市 行田市教育委員会 行田市体育協会 行田商工会議所 埼玉県議会 行田市議会 (公益財団法人)行田市・産業・文化スポーツいきいき財団
大会日程	2019 年 11 月 24 日 (日) 午前 7:40 立哨役員集合 10:30 ~競技開始
会場	埼玉県行田市 行田総合公園周辺周回コース, 1 周 2 km
大会主旨	本大会は、当該年度・日本学生自転車競技連盟(以下、「本連盟」という)に登録した学生選手によるクリテリウム競技会優勝者を決めるとともに、学生自転車競技者の競技レベル向上に寄与しサイクリススポーツの発展に寄与する事を目的とする。
競技種目	クリテリウム 男子クラス 1: 15 周(30km)、男子クラス 2: 10 周(20km) 男子クラス 3: 6 周(12km)、女子 : 6 周(12km)
参加資格	(※)各カテゴリーの組分けと出走時刻は、参加人数に応じて決定のうえ、コミュニケで発表する。 当該年度に有効な、(公財)日本自転車競技連盟(以下「JCF」という)登録競技者のうち、本連盟加盟校の登録選手とする。チーム毎 1 名以上の立哨役員の供出を、参加の必要条件とする。 立哨役員は同所で行われる、東京六大学対抗クリテリウム大会にも役員執務するものとする。 立哨役員はコース上の指定された箇所に立ち、選手と一般客・歩行者との事故防止、その他の安全管理にあたる。立哨役員は審判資格を必須とはしないが、自転車競技のスピード感や走行特性について充分理解があり、コースの安全管理業務を遂行できる者とする。 ただし、北海道、九州、四国、沖縄 に所在地がある加盟校は、上記の立哨役員を免除とする。
参加申込	参加を希望する選手は、学校、チーム単位で所定の様式にて 10 月 29 日(火) までに日本学生自転車競技連盟宛に申し込むこと。エントリー専用電子メールアドレス(entry@jicf.info)への到着をもって参加申込の正式受領とするが、同一内容を郵送もしくは FAX にて事務局宛て期限内に送付すること。申込書式は JICF ウェブサイトより入手できる。参加費は 1 名につき 4,000 円とし、参加料の送金は銀行口座振込とする。送金名義人について、振込元に 大会コード「1124」と、学校単位の場合は学校名を、個人参加については参加者名が分かるように記入すること。 振込口座: 長野県労働金庫(ろうきん) 諏訪湖支店 普通 9687420 口座名: 日本学生自転車競技連盟
選手受付	納入した参加料は悪天候の為の中止、その他理由の如何に関わらず返却しない。正当な理由なき欠場者には参加料と同額のペナルティーを課す。 受付へ指定時間内にライセンス(又は、登録手続中を証明する書類)を提示して、ゼッケンを受け取る。選手は、競技開始 15 分前迄に検車を受け、サインシートに出走サインを自署すること。
賞典	優勝者: 賞状・賞品、第 2-3 位: 賞状・賞品、第 4-8 位: 賞状。 終了時点でのシリーズ総合成績リーダー: リーダーズジャージ
式典	上位 3 位以内を対象とし、時程表に従い、表彰式を行う。
事故措置	出走者のうちクラス 3 の上位 5%(小数点以下切上げ)の者は、クラス 2 に昇格する。 出走者のうちクラス 2 の 1 位(複数組ある場合は各組の 1 位)はクラス 1 に昇格する。 1. 競技中発生した事故等の処理は JCF 競技規則第 6 条による。主催者にて応急処置の範囲の体制は準備する。 2. JCF 競技規則第 5 条に従い、各自の責任のもと第三者賠償責任保険を含む保険に加入のこと。 3. 各選手は、各自の責任のもと障害保険に加入し、健康保険証を必ず持参すること。
競技規則 事務局	JCF 競技規則による他、詳細は本大会特別規則を定め適用する。 日本学生自転車競技連盟 E-mail: jicf@remus.dti.ne.jp URL: http://www.remus.dti.ne.jp/~jicf/ 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 ジャパンスポーツオリムピックスクエア 408 号室-2 TEL & FAX: 03-6804-2329 (電話は水曜 19:00~22:00 のみ、お問合せは E-mail でお願いします)

特別規則

第 1 条(競技)

1. 獲得周回の優位性を考慮して、フィニッシュラインに到達した順序により順位を決定する。
2. 飲食料の補給は認めない。
3. 代車・代輪の交換は、認められる事故の場合に指定されたピットにおいてのみ認められる。
4. 競技役員により確認された認められる事故の場合、最後の 3 周回を除き 1 週のニュートラリゼーションが与えられる。

第 2 条(失格・棄権)

1. 原則として、先頭より 1 周回遅れた選手(遅れると判断された選手を含む)は、失格とする。
2. 競技を中止した選手は、周囲の安全をよく確認してからコース出て、速やかにゼッケンを外すこと。

第 3 条(その他)

1. 行田総合公園内の自転車走行禁止区域での走行には、3,000 円のペナルティーを科す。
2. ボトル、食料の残り・包装等、あらゆる固形物の投げ捨てはコース内・外、レース中・外を問わず、3,000 円のペナルティーを科す。
3. ジュニア選手のギヤ比の制限は行わない。
4. 公道を走行可能な装備を義務付ける。ベル、後方反射板もしくは反射テープは必須とする。

注意: 大会要項は諸事情により変更される場合があるので、JICF ウェブサイトを随時チェックすること。